

◇確認申請書に添付すべき図書

平成一八年六月改正法の施行に伴い、確認申請書に添付すべき図書等の見直しが行われたが、その具体的内容について説明せよ。

平成一八年六月改正法は翌年の六月二〇日から施行されたが、法第一八条の三の規定に基づく確認審査等に関する指針において審査対象となる図書等を規定したことに対応して、規則第一条の三を改正し、確認申請書等に添付すべき図書及び明示すべき事項等を拡充することとした（規則第一条の三）。

一 規則第一条の三第一項に係る主な改正点

- (一) 構造計算適合性判定を要する場合には正本一通・副本二通を提出しなければならないこととした。
- (二) 申請図書の設計者の責任を明確化するため、正本に添える図書については、当該図書の設計者の記名押印があるものに限ることとした。
- (三) 申請書の添付書類として次の書類を追加することとした。
 - ・ 委任状（代理申請の場合のみ）
 - ・ 設計者・工事監理者の建築士免許証
 - ・ 構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書（建築士が申請に係る建築物の安全性を構造計算によって確かめた場合のみ）

(四) 建築物に係る確認申請書の添付図書・書類の原則的な構成を次のとおりとした。ただし、一定の図書・書類については、国土交通大臣の認定を受けている場合には省略することができる(第一号イ、同号ロ(1)及び(2)並びに表三の各項)。

表一の図書	各階平面図等の基本的な図書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての建築物について必要となる図書を列挙。 ・ 消防火・都市計画法など他法令も含め、確認審査において適合性を確認すべき規定ごとに、必要となる図書及び当該図書に明示すべき事項を列挙。
表二の図書	適用される建築基準関係規定に依りて必要となる図書	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①保有水平耐力計算、②限界耐力計算、③許容応力度等計算、④許容応力度計算及び屋根ふき材等の構造計算の四種類について、これらの構造計算を行った場合に必要となる構造計算書をそれぞれ規定。 ・ このうち、構造計算概要書、応力図、基礎反力図、断面検定比図については、告示(平成一九年国土交通省告示第八一七号)で様式を規定。 ・ ①②④以外の構造計算(いわゆる同等計算)を行った場合は、表三は適用されず、告示(平成一九年国土交通省告示第八二三号)第八三二号)で定める構造計算書の提出が必要(第一号ロ(2)(ii))。
表三の構造計算書	構造計算の種類に依りて必要となる構造計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大臣認定プログラムを用いて構造計算を行った場合は、構造計算のデータを記録した磁気ディスク等を提出すれば、表三の構造計算書の一部を省略することができる(第一号ロ(2))

表四の書類	構造方法等の認定に係る認定書の写し	<p>ただし書。</p> <ul style="list-style-type: none"> 構造方法等の認定を受けている場合は、各認定ごとに、認定書の写しが必要。
-------	-------------------	--

二 確認申請図書を作成を担当した設計者の明確化

確認申請書（第二号様式）第二面、建築計画概要書（第三号様式）第一面、完了検査申請書（第一九号様式）第二面、中間検査申請書（第二六号様式）第二面等の「設計者」欄については、従来、複数の設計者が関わっている場合においても、代表となる設計者を記載（その他の設計者は別紙に記載）することとなっていたが、各設計者の責任を明確にするため、確認申請書等の正本の添付図書における設計者の記名押印の義務付けと併せて、様式上、構造設計や設備設計等を行った者を含め、当該確認を受けようとする建築物の設計を行った者全員の氏名等を記載しなければならないこととした。

なお、建築士法第二条第五項に、「設計」とはその者の責任において設計図書を作成することと定義されており、「設計図書」に記名及び押印をした設計者は、全て「設計者」欄に記載しなければならないが、設計の補助業務（設計者の指示のもと行われるトレースやCAD作図などの業務）のみを行った者については記載する必要はない。

さらに、「建築設備に関し意見を聴いた者」（建築設備士）及び「工事監理者」欄についても、同様に、全員の氏名等を記載しなければならないこととした。

三 構造計算書の構成の統一化

構造計算書偽装事件を受け、社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会の中間報告（平成一八年二月二四日）にお

第二八条の二関係

◇シックハウス規制

建築物のシックハウスに関する建築材料および換気設備の規制はどういうものか。

一 概要

新築・改築後の住宅やビルにおいて、建築材料等から発散する化学物質による室内空気汚染等により、めまい、吐き気、頭痛、目・鼻・喉の痛み等、居住者の様々な健康影響が生じている状態を「シックハウス症候群」または「シックビルディング症候群」と呼び、本法においては、建築材料および換気設備に関する規制が行われている。

一般的な衛生上支障となる室内空気汚染の指標として、厚生労働省によるホルムアルデヒド等の指針値が採用されており、現状において入手可能な科学的知見に基づき、これらの化学物質への暴露によって起こる各種の毒性を指標として、人がその化学物質に示された濃度以下の暴露を生涯受けたとしても健康への有害な影響を受けないであろうとの判断により設定された値となっており、建築基準法では、国民の健康を保護するための建築物の最低基準を定めることとされていることから、健康への有害な影響がないかどうかの観点から設定されている厚生労働省の指針値を、

衛生上支障のある室内空気汚染の指標として採用している。

規制の基準としては、室内空気汚染の原因となる化学物質の室内濃度そのものではなく、当該化学物質の室内濃度を厚生労働省の指針値以下に抑制するために通常必要な建築材料、換気設備等に関する客観的な構造基準を定めている。化学物質の室内濃度は、建築物の構造上の条件のほか、測定時の気象条件（温度、湿度、風速等）や開口部の開閉、家具の設置等のような仕様状態によっても相当程度変動する。測定時の気象条件等が常に同一の条件であれば、室内濃度は変動しないこととなるが、実際の建築物でこのような測定条件を満たすことは現実に困難であり、室内濃度そのものを規制の基準とした場合には、たとえば、化学物質の室内濃度が平均的に指針値を超える建築物であっても、測定時の条件次第では基準を満たす場合も生じ得ると想定され、かえって衛生上必要な空気環境を確保できないおそれがある。また、年間約八十万件にも及ぶ建築物の建築時ごとに室内濃度を測定することは、あらかじめ建築材料等について基準を定めて規制する方式に比べて、大きな社会的コストが必要となり現実的ではない。

したがって、室内空気汚染防止のための規制の基準としては、特異な気象条件を除外し、かつ、通常の使用状態を想定した上で、化学物質の室内濃度を厚生労働省の指針値以下に抑制するために必要な各部位に用いる建築材料、換気設備等に関する客観的な構造上の基準を定めることとしている。このような基準を定めれば、通常の使用の状態において、化学物質の室内濃度を厚生労働省の指針値以下に抑制することが可能となり、衛生上支障のない空気環境が確保されることとなる。

一 規制の対象となる化学物質と室内空気汚染の原因となる化学物質との関係

建築基準法に基づく規制は、ホルムアルデヒドとクロルピリホスの二物質について最低基準を定めたものであるが、建築基準法の基準さえ満たせば化学物質による室内空気汚染が全て防止できるわけではない。すなわち、トルエン等の

他の化学物質や換気の重要性など、建築物の設計、工事監理、施行等にあたっては、建築基準法に基づく規制のほか、国土交通省が定めた設計施行マニュアル等を踏まえ十分配慮する必要がある。

さらに、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度は、化学物質の室内濃度の実測値の表示ができる等、良好な室内空気質を確保する上で極めて有効な手段であり、積極的な活用が望まれる。

三 規制の対象となる空間

室内空気汚染による健康への影響は、住宅、学校等の特定の用途に限らず、建築物の利用者が継続的に居住、執務、作業等を行う室の全てにおいて生じるものであり、全ての建築物の居室が対象となる。

四 規制の対象となる化学物質（令第二〇条の五）

建築基準法に基づく規制は必要最小限にとどめるべきであり、規制根拠が科学的であることが前提となる。これらを踏まえ、規制対象とすべき化学物質の選定の考え方は、次の要件の全てに該当するものである。

a. 健康への有害な影響に関する科学的知見に基づき室内濃度の指針値が設定されていること。これは、厚生労働省の指針値によって判断される。

b. 実際の建築物において室内濃度が指針値を超過し得ることが確認されていること。

c. 化学物質の発生源と室内濃度との関係について科学的知見が得られていること。

ホルムアルデヒドについては、室内空気汚染の典型的な原因物質であり、建築材料、家具等の主要な発生源のデータや、発生源の状況から室内濃度を予測するための理論について、他の物質に比べ、調査研究が進展している。一方、トルエン、キシレン等は、実際の建築物における濃度超過が報告されているが、発生源と室内濃度との科学的な関係については、これまでも一定の調査研究はあるものの、なお、次のとおりさらに検討すべき課題がある。